明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（七四）　二
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（七五）　三
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（七六）　三
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七七）　四
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（七八）　四
○平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（七九）　五
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　五
〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一）　六
〔規　則〕
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則（人事院一―六三）　七
〔告　示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十六年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　三
○平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産六一四）　四
○平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同六一五）　四
○平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同六一六）　四
○平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件（同六一七）　六
○平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件（同六一八）　七
○平成二十六年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同六一九）　七
○平成二十六年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同六二〇）　七
○平成二十六年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同六二一）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（同七）　八
人事院規則八―一八（採用試験）別表第三国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件（同八）　八
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一―六三（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同九）　八
人事院規則八―一八（採用試験）第五条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院事務総局公示第二号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示一）　八
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（同七）　八
人事院規則八―一八（採用試験）別表第三国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件（同八）　八
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一―六三（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同九）　八
人事院規則八―一八（採用試験）第五条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院事務総局公示第二号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示一）　八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。